

広情個審第46号

令和元年7月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成31年3月18日付け広佐維第1158号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第286号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成31年3月18日付け広佐維第1158号の諮問事案（諮問第286号事案）

平成30年6月6日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月20日付け広佐維第179号で行った不存在を理由とする公文書不開示決定に対する同月25日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）に基づき、不存在を理由とする公文書不開示決定を取り消し、全開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 行政文書は重大な犯罪に関する事項であり、存在する。

イ 本件は、〇〇〇警察署に告発が行われ、捜査員が〇〇〇区役所を捜査したことから始まる。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭意見陳述における実施機関の主張は、次のとおりである。

請求のあった公文書は作成及び取得していないため、不存在決定を行ったものであり、請求人の主張には理由がないものとする。

また、「本件は、〇〇〇警察署に告発が行われ」は不知、「捜査員が〇〇〇区役所を捜査したことから始まる。」は、ポスター掲出の連絡はあったが、捜査は行われていないので否認する。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

本件開示請求に対し、請求の対象となっている公文書を保有していないという実施機関の説明は首肯できるものであり、他に存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらない。

したがって、実施機関が本件開示請求に対して、不存在を理由に不開示とした決定は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおりに判断する。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 3 1 ・ 3 ・ 1 8	広佐維第 1 1 5 8 号の諮問を受理 (諮問第 2 8 6 号で受理)
H 3 1 ・ 5 ・ 2 8 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 1 ・ 6 ・ 1 1 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 1 . 7 . 1 6 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
佐 藤 以 誠	広島ホームテレビ経営戦略局長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学大学院法務研究科教授
土 井 敬 子	広島消費者協会理事
福 永 実	広島大学大学院法務研究科教授